

第6回さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会会議録

日 時	令和3年8月25日(水) 14:00~16:00
場 所	ときわ会館 5階 501会議室
出席者	<p>■会長：江口 幸治 会長職務代理者：平野 方紹 委員：清水 恒男 村松 綾子</p> <p>■行政：岡野行政管理監 永島福祉部長 吉田生活福祉課長 中村生活福祉課長補佐 野村生活福祉課長補佐</p> <p>■事務局：梶原参事兼課長 幸田副参事 上原課長補佐 国本主査 須田主事(法務・コンプライアンス課)</p>
次 第 (議題)	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 再発防止策の提言について (一部非公開)</p> <p>(2) 提言書の作成について (公開)</p> <p>(3) その他</p> <p>3 閉会</p>
公開又は 非公開の 別	一部非公開
非公開の 理由	さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会条例第6条第4項の規定による
傍聴者数	1名
審議した 内容	<p>(1) 再発防止策の提言についての説明及び質疑応答</p> <p>(2) 提言書の作成についての説明及び質疑応答</p> <p>(3) 次回日程及び議事内容についての説明</p>
問合せ先	<p>総務局総務部法務・コンプライアンス課</p> <p>電話番号 829-1856</p>

1 開 会

○司会 只今から、さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会を開催させていただきます。まず、最初に、定足数についてでございますが、委員4人のご出席をいただいておりますので、委員会の会議が成立することをご報告申し上げます。

次に、本日の会議資料についてご説明いたします。まず、本日の次第でございます。次に、A3判の資料1「不適正事務処理に係る改善策」、同じくA3判で資料2「再発防止の方向性別改善策」、それからA4判の資料3「報告書の構成について」でございます。

それでは、江口会長、進行をよろしくお願いいたします。

○議長（江口） 皆さん、こんにちは。それでは、これから会議を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の委員会開催にあたり、1名の傍聴申請があり、報道関係者は1社がみえております。委員会条例 第6条第4項の規定により、当委員会を公開といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

それでは、本日の委員会を公開とします。それでは、傍聴を許可することといたします。

本日の次第に沿って議事を進めて参ります。始めに、前回の会議において、全委員からご意見のあった「職場風土の改善」について、再発防止の改善策の7つ目の方向性として、あらたに追加することで事務局から説明があり、承認したところです。これを踏まえて、前回資料の「不適正事務処理に係る改善策」及び「再発防止の方向性別改善策」に「職場風土の改善」の項目を加えて、あらためて資料1及び資料2として配布しておりますので、プロジェクトチームより、説明をお願いします。よろしく申し上げます。

2 議事

○行政管理監 行政管理監の岡野です。それでは、ご説明の方を申し上げます。まず、資料1でございますが、「不適正事務処理に係る改善策」をご覧ください。前回の第5回会議において説明の方をさせていただきました資料でございますが、前回会議の際に、委員の皆様からご意見をいただきました生活保護システム監査の導入また、職員に対するカウンセリング体制などの新たな改善策につきまして、現状、課題、原因に紐づける形で整理し、追加の部分につきましては赤字で追記しております。資料が見にくく、大変申し訳ありませんが、1ページ目の右側の表の「イ⑩」生活保護システムにおけるシステム監査を導入という項目です。それから、2枚目でございますが、下の方が赤字で表記されていますけれども、職場風土の改善と言うことで、カウンセリング体制の整備、何でも相談会の実施等を加えさせていただきました。

また、これをまとめたものが資料2、A3縦長の資料になります。資料2「再発防止の方向性別改善策」をご覧ください。こちらにつきましても、資料1と同様に、前回会議において委員の皆様からご意見をいただいた改善策を再発防止の方向性別に整理し、今回追加させていただいた

ものにつきましては、赤字で追記をさせていただきました。それから、資料1では、改善案の1つの項目の中に複数の、例えば「ウー①」、「エー①」といった複数項目を列記して表現していた部分でしたが、資料2につきましては、方向性別の区分毎に分けて整理をしております。

それでは、追記した部分についてご説明いたします。

まず、「ア システム改修」です。こちらの二段目ですね、「アー②」として将来的に、システムを改修し、ICTを活用して、生活福祉課による不正に対するモニタリング機能の強化を図る、を追加いたしました。

続きまして2ページをご覧ください。「イ 運用変更」の区分の部分です。「イー⑩」です。生活保護システムにおけるシステム監査を導入する、「イー⑪」として査察指導員が担う生活保護の適正実施のチェックと適切処遇のチェックを分立させ、相互牽制を行う、を追加いたしました。

続きまして3ページをご覧ください。「カ 組織等改正」の区分に、「カー③」として、本庁組織に適切処遇推進の責任者を設置し、適切処遇の推進を図る、を追加いたしました。

次に、新たな改善策ということで、先ほど会長の方からお話があった通りですね、「キ 職場風土の改善」という項目を新たに加えました。その内容でございますが、「キー①」として外部の専門家による職員に対するカウンセリング体制を整備する。専門家とは、弁護士、生活保護業務の経験を有する元職員など、を想定しております。それから、「キー②」として何でも相談会を実施するなど、「イー⑦」では相談しづらい職員に対し、気軽に相談できる場を設けることを追加いたしました。前回からの修正分につきましてはの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（江口） ありがとうございます。只今、資料1及び資料2について、プロジェクトチームの説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 資料1のほうで、1ページの「カー①」、一番右下ですね。そこで、このことに関して、優先度（実施時期）とあるんですけども、先日私のほうでお願いしたのは、これをなるべく短期的にお願いしたいということでお話ししたと思うのです。というのは、私が平成25～26年に生活福祉課長をやったときから大きな課題で、2課制というのをずっと検討してきたところなので、なるべく短期的にお願いしたいというふうにお願ひしたところなんですけど、そこが、この間の話から、ちょっとずれちゃっているなというところだったので、そこをはっきりしてもらいたいというところなんです。

あと、2ページの「カー③」。下から3行目ですね、これも先日、奈尾委員からの、ご指摘があったところで、本庁のほうに監査指導するような責任者をということだったんですけど、これも、そんなにゆっくりしていることじゃなく、これも課題だったので、これも短期的にお願いで

きたらありがたいなというところがあります。

あと、全くなくなっちゃったのが、各区の福祉課の組織のところ、管理係が生活保護と自立支援をやると。それに関して、少し考えてもらったほうがいいんじゃないのと先日お話ししたんだけど、それが全く漏れちゃっているんですけど、それはどうしてなのかという、そこら辺の説明がないと私はちょっと、分からないぞと。中には、福祉課の組織、現場の組織が一番重要な点なので、そこが漏れてしまうと、私のほうはちょっと確認ができないなというところがあるので、ちょっとそこだけ説明をお願いします。

○議長（江口） 以上3点についてお答えいただければと思います。

○行政管理監 ご質問の内容につきまして、前回の会議等でいろいろとご意見をいただきました。その中で、やはり、清水委員さんのほうのご指摘の「カー①」、体制の関係ですね。それから、本庁組織でシステム監査的な責任者の設置等につきまして、組織的な改正という部分もございしますので、そちらの方との部分もありますので、短期的にこれがご助言いただいでできるかというような部分も考慮しますと、難しい部分もございしますので、中長期的というような部分で使わせていただきました。

清水委員さんのおっしゃるように、以前からそのようなことを提言していただいているということだったと思うんですが、その辺につきましても、生活福祉課のほうの意向もあるかと思しますので、その辺も含めて、いろいろと調整する部分があると思しますので、中長期的というような表現をさせていただいたところでございます。あと一点が「カー③」、課内の体制ですか。

○清水委員 各区の福祉課において、今、管理係、保護係があります。管理係については、経理担当とか、生活保護の経理担当とか医療介護担当とかありますよね。それプラス、自立支援。生活自立・仕事相談センターも担っている現状。それが、重層的支援ということで、来年からは、それを生活自立・仕事相談センターから統合して、福祉丸ごと相談センターを担おうというふうを考えているはずで。その両方を同一の係長がやると、やはり、そういった目が行き届かなくて、今回と同じようなことが生じちゃうんじゃないのか。この経理担当とか、いや、私、今こっこのほうに頭がいつちゃっている、生活保護のほうに頭が働かないんですよという形になっちゃったらいけないんじゃないかということで、それぞれの組織を少し分けたほうがいいんじゃないんですかって、先日お話ししたと思います。そこが抜けているんじゃないかというところが、私がちょっと懸念しているところです。

○福祉部長 福祉部長の永島と申します。さいたま市桜区の生活保護業務において、不適正な事務がありまして、皆様の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

今ご指摘のことと組織のことにつきましては、非常に密接な関係にございます。清水委員から今ご指摘がありましたように、国から重層的支援、いわゆる多職種連携で1つの窓口で一定程度の相談を受けられるように、いろいろ国のほうは全国統一で言っているのですが、自治

体の規模感覚で、なかなかそれがなっていない。自立生活の困窮のほうの相談センターが来年度、令和4年度から福祉丸ごと相談センターを10区に設置し、先ほどの生活自立・仕事相談センターと一緒にしていくという計画を今現在持っているのです。その中では、丸ごとの相談のほうで常勤職員1名、あと非常勤1名ということで2名体制で、今のセンターの相談体制と一緒にしようというふうに考えております。今のご指摘のとおり、現在生活保護を担当している福祉課の管理係においては、これまでの生活福祉業務の医療ですとか、扶助費の支給ですとか、困窮の仕事ですとか、区によっては日赤の仕事をしたり、民生委員の仕事をしたり、様々な部分でかなり疲弊していることが実情でございます。ご指摘のとおり、そういった管理係の業務に今回起きた事件のことをまたチェックを取り入れていくことはですね、今後同様な事件の再発のリスクの要因をつくることにもなりかねません。そのように考えております。できれば、こちらのほうの第三者委員会のほうから、そういった指摘のほうをしていただければ幸いだというふうに考えております。以上です。

○議長（江口） 清水委員、いかがでしょうか。

○清水委員 そういう形でしていただければ大丈夫です。

○議長（江口） では、そういう形で、よろしくお願ひいたします。ほかにいかがでしょうか。ちょっと確認なんですけれども、この優先度というのが、短期、中長期、そういった表現になっているんですが、改善策が容易に実施できないことと関係なく、時間のかかるようなものでも優先度が高いので短期的というような表現にしていると理解すればよろしいのでしょうか。つまり、短期的に実施する、イコール優先性が高いというふうに言い換えてよろしいのでしょうか。つまり、簡単に改善できるようなものがあれば短期的になるだろうと思うけど、優先度としては、ほかのに比べればというのはあるということか確認です。

○行政管理監 会長のおっしゃるように、優先度ということで、先ほど申し上げたとおり、組織的な話とか調整に時間がかかるという部分も当然あるんですけれども、これからの課題と申しますか、それに向けての体制は、やはり重要度が高いもの、それが例えば予算措置が必要だとか、そういったものを考えて、この優先度、短期的と中長期的ということで整理させていただいたということです。

○議長（江口） そうすると、清水委員のご質問にあったように、中長期ではなく短期的という表現とした場合に、優先度としては高く、とにかく徹底して改善策を実施していくというような意味になると理解してよろしいですか。もし、中長期ではなく短期的というのでは。

○法務・コンプライアンス課長 すみません、事務局からですね。優先度と実施時期の関係ということなんですけど、課題については、短期的な課題もあるし、あとは、いわゆる人員配置、例えば職員の資質向上だとか人員を、なかなかこれを改善しようとしても時間がかかってしまう。組織的な人員を多くする対策というのは当然あるんですけど、ただ、あくまでも人員は数だけを確認

保するだけではなく適材配置や職員を育成することも必要だと思います。そうなる と必然的に、人員の改善案を長期的な視野をもって取り組んでいくものでございますので、そういった意味で中長期的、短期的というようなことで記載しております。

○福祉部長 よろしいですか。福祉部長です。ここの、優先度（実施時期）というふうにしてしまうと、課長から今説明があったように、いつまでに実施できるんだというふうに捉えられてしまうと、優先度とはベクトルがちょっと違ってきちゃうわけですね。この第三者委員会からご指摘を受ける、意見を素直に私どもは受け入れて、それをどう実行していくかというのは第2段階目の問題であって、それを受けて市のほうでどういうふう to 改善していかなければいけないのか、具体策をどういうふう to やって、いつまでにするんだという、まず、そういうご指摘を受けないとまずいと思うので、実施時期というのを並列にしちゃうのは、ちょっとまずいのかなというふう to 思うのですね。だから、先ほどご指摘のあった点につきましては、実施するには、やはり、課長が今説明していただいたように時間はかかるのだろうけど、この点については重要なんだよということであれば、優先度ということから言えば短期なのだろうというふう to 私は考えるのですけど、いかがでしょうか。

○議長（江口） 分かりました。全部優先なんですよ。

○福祉部長 まあ、そうですね。

○議長（江口） 大変失礼しました。分かりました。ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 先日、村松委員のほうから、人員は平気なの、研修だとかマニュアルとかあるけど、研修を受けるのに、80世帯抱えていていいのと。そのときに、現行は80世帯という標準数が守られているけども、ただ、今後は、育休の方が多くて、そういったときの代替えがなかなかできないと。そういったルールづくりみたいなのも、それは本当に中長期的でいいと思うんだけども、そういったルールづくりをしておかないと、ワーカーが足りなくなっちゃうぞと。前もお話ししたとおり生活保護の業務は公権力の行使なんで、本採用の職員しかやっていない。大阪では、期限付き任用のワーカーを採用したとか、そういうのもあります。だから、そういったことも中長期的に検討していかないとまずいぞ、というのは今回漏れちゃったのかなと。人員のことも話題になったのに、そこが漏れちゃった、そこがちょっともったいないかなと思ったところです。

○議長（江口） 特に回答はよろしいですか。

○清水委員 特にはいいです。やはり報告書としては、そういった委員会での意見を言ったものを、ここには掲載してもらいたい。そういったところがありますので、そういったところに触れてもらいたいと。先ほどの優先順位云々というところもそうけども、報告書、資料3を見ると「将来的に」という言葉で、中長期的なものは何なのかなというふう to 感じたんだけども、そういったところをお願いしたいところです。

○議長（江口） ありがとうございます。それでは、報告書の方に移っていきたいと思いますので、議題1に移りたいと思います。議題1はですね、「再発防止策の提言について」でございます。事務局よりご説明お願いできますでしょうか。

（1）再発防止策の提言について

○法務・コンプライアンス課長 それでは事務局から、議題（1）再発防止策の提言について説明させていただきます。恐れ入りますが、こちらの資料なんですけれども、資料3の報告書の構成をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、議題（2）と同様の資料を使っていきますけれども、こちらの方で説明をさせていただければと思います。

再発防止の提言に関するものについては、24ページをご覧ください。前回の会議において、再発防止の7つの提言として、これまでの議論や各委員からご意見をいただいた事項を受けまして、提言書の作成に向けて、事務局で提言事項の整理をすることを求められたと思います。内容につきまして、順次ご説明をさせていただきたいと思います。

最初に、再発防止の提言を行うにあたっての前提、考え方等を記載しております。内容につきましては、今回の桜福祉事務所で発生した生活保護費の不正支出については、現時点で本件事案の全てが解明していない状況にあること。市の内部調査によって、職員個人の資質の問題だけでなく、元職員による不正支出を行った方法や不正を見抜けなかった組織的な課題も明らかになってきたこと。そして、再発防止を図るうえで動機等の解明は重要であるものの、不正を行った理由の如何を問わず、桜福祉事務所における支出事務手続きの不備や組織マネジメントの具体的な手法や職員の認識が確立されていなかったこと。これが起因として挙げられること。二度とこのような不正支出事案を発生させないためには、委員会では現時点での事実経過の検証によりまして明らかとなった解決すべき課題に対する一定の結論として7つの提言と26の具体的な再発防止策の提案を行うものとするものでございます。

なお、委員会の提案に対しまして様々な選択肢を得ましたが、実際に再発防止策として展開するに当たっては、実効性、費用対効果、事務の効率性等を勘案したうえで、適切に実施されるべきものであることを示しております。

続きまして7つの提言についてでございます。まず1項目につきましては、全委員さんからご提案のあった「職場風土の改善」を「なんでも相談できる風通しのよい職場風土の醸成」に変更させていただきまして、22ページをご覧くださいと思いますが、22ページの7つの提言の項番7を先頭にもってきているものでございます。これにつきましては、相談しにくい職場風土という課題が、全委員さんから指摘されたこと、そして、事件の発端が職員と被保護世帯の関係につきまして、職員が孤立してしまったことや職員から周囲への相談がなかったことと考えられることから先頭にしたものでございます。そして7つの提言につきましては、関連性や改善策の内容から「1 なんでも相談できる風通しのよい職場風土の醸成」、「2 運用変更」、「3

事務手順の再確認」、「4 システム改修」、「5 研修の実施」、「6 マニュアルの整備」、「7 組織等の改善」に並びかえております。この並び替え順、各項目の名称等につきましても併せてご審議いただければと思います。

それでは、「1 なんでも相談できる風通しのよい職場風土の醸成」の内容についてでございます。今回の不正支出事案につきましては、大宮福祉事務所のケースワーカーとしての元職員が当該被保護世帯から要求があったことに対して保護の適正実施、適切処遇ができなかったことがその背景として考えられます。そのことから、職員相互に牽制しあう職場風土や職員を孤立化させず、なんでも相談できる風通しのよい職場風土を早期に醸成する必要があると考えます。具体的な改善策といたしましては、前回の会議において委員からご提案いただいたものを掲載しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。こちらについては、「2 運用変更」についてでございます。委員会の検証におきましては、支出事務における標準的なチェック体制は単独で職員が不正しようとしてもチェック機能が働けば不正が防止できる仕組みであることを確認していただきました。しかしながら、標準的なチェック体制は全福祉事務所にマニュアル等により明確に示されたものではなく、実際に桜福祉事務所では、標準的なチェック体制とは異なる運用がなされ、チェック機能が十分働いていない不備がありました。そして、元職員はそれを利用して不正支出を行っていました。運用面の不備におきましては、保護決定調書のみでの決裁、査察指導員によるケースワーク、保護決定調書を確認せずに手入力による決裁登録処理など通常では有り得ない例外的な処理が黙認されていました。また、不正支出の早期発見ができなかった理由といたしまして、経理状況調べによりまずチェックの形骸化が明らかになりまして、内部統制上の発見的統制の不備が認められました。他の福祉事務所においては、桜福祉事務所のように標準的なチェック体制とは異なる運用はされていないことは確認されましたが、他の福祉事務所でも桜福祉事務所における不正支出を対岸の火事と捉えるのではなく、市として二度とこのような不正支出を発生させないよう将来にわたり全市的に適正な運用を確保するため、例外的な処理のルール化、チェック機能の強化、決裁方法の見直し及びモニタリングの強化など運用ルールの改善又は構築を行うことについて検討することを提案するとしております。具体的な改善策といたしましては、当初プロジェクトチームで報告させていただきました改善策のほか、前回の会議におきまして委員からご提案いただきました①生活保護システムにおけるシステム監査を導入する。②将来的に、査察指導員が担う生活保護の適正実施のチェックと適切処遇のチェックを分立させ、相互牽制を行うことなどを追加してございます。

続きまして、29ページの「3 事務手順の再確認」をお願いします。今回の不正支出が発生した要因といたしまして、生活保護システムのID・パスワードの管理、こちらが不徹底だったこと、生活保護申請書類の文書管理の不徹底等が挙げられます。いずれもルールが定められてお

り、ルールどおり管理していれば不正支出が防止できたものと考えられます。こちらのルールにつきましては、既存のルール自体は適切なものであるため変更する必要はないと考えますが、ルールを再確認し徹底させること及び形骸化させないための意識づけを行うことを提案するものです。具体的な改善策といたしましては、個人IDパスワードや文書の収受管理、こちらの徹底をあげております。

続きまして、30ページでございますが、「4 システム改修」でございます。今回の不正支出につきましては、生活保護システムの仕組みを熟知した職員により行われておりまして、その手口として生活保護システムの設定や運用の不備を悪用して不正が行われておりました。市の報告により、緊急に設定変更が必要なものにつきましては既に対応済みであることが明らかになりましたが、2及び3に記載しました再発防止策に加え、将来的にシステムを改修しICTの活用により不正を防止する。これを検討することが重要であると考えてございます。具体的な改善策といたしましては、当初プロジェクトチームで報告させていただいた改善策のほか、前回の会議において委員からご提案いただきました将来的に、システムを改修し、ICTを活用して生活福祉課による不正に対するモニタリング機能の強化を図ることを追加しております。

続きまして、31ページでございますが、「5 研修の実施」をお願いします。まず前提といたしまして、公務員がいかなる理由であれ、公金を不正な方法で支出することは許されないということでありまして、今回の元職員の不正支出につきましては、元職員の公務員としての基本的倫理、コンプライアンス意識の欠如が、事件の発生の大きな原因の一つと考えているところでございます。そして、元職員による不正支出が容易に実行できた要因の一つとして、職場内の不正に対する意識やコンプライアンスへの意識が希薄だったことが検証され、生活保護業務に関する知識不足などの職員個人の資質と査察指導員に対する信頼を優先し、おかしいと思ってもその指示に従ってしまう風土や例外的な処理を安易に認めるなどルール違反を容認する風土も見られました。また、生活保護業務における不正を想定した研修や経理担当を対象といたしました研修が実施されていなかったため、経理担当には、期待されるチェック機能を果たすという意識がなく会計事務に偏っている状況にありました。生活保護業務の執行といたしましては、そのルールや手順が確実に実行されることにより、適正な業務が実施されます。また、そのルールや手順には不正支給・不正受給を防止するための全国統一的な防止策が盛り込まれているところでございます。このことを踏まえ、何故このようなルールになっているのかという視点を交え、研修を定期的かつ継続して実施することによりまして、職員意識の改善を図り、職場風土の醸成を図ることが必要であるとしております。具体的な改善策につきましては、当初プロジェクトチームで報告させていただいた各種研修の実施を改善策として挙げさせていただいております。

続きまして、32ページの「6 マニュアルの整備」をお願いいたします。今回の不適正な事務処理につきましては、桜福祉事務所で標準的な事務処理のルールや手順と異なる独自の運用がな

されていた理由の一つとして、全福祉事務所共通の標準的な事務処理マニュアルがないことが挙げられます。そのため、全市的なマニュアルの整備が必要ですが、作成に当たっては何故そう決められているのか、それを守ることは何のためなのかということ職員が理解・納得して業務を遂行できるような内容とするべきとしております。マニュアルの整備によりまして、基本的ルールや手順、例外的事項に対する取扱いのルール、重点的にチェックすべき事項や留意事項等が明確化されることとなり、適正な事務執行に資するとともに、新任職員に対する事務引継ぎやOJTにも利用できるものと考えられます。そして、マニュアルの整備後には、定期的にマニュアルの運用状況の確認やマニュアルの見直しを行うことがその運用の形骸化を招かないためにも望ましいと提言しております。具体的な改善策といたしましては、職員の職責、役割に応じた生活保護業務に係る業務マニュアル・手引き等を作成し、業務水準の平準化を図ることとしております。

続きまして、34ページの「7 組織等の改善」をお願いします。今回の不正支出において、課長決裁のすり抜けが行われた原因のひとつとして、決裁件数が多く課長の注意力が低下している時期を見計らって、元職員が押印させていたことが考えられます。もちろん、すり抜けが可能であった原因としては、他にも保護決定調書1枚のみでの決裁など標準的な処理と異なる処理方法を容認したことや査察指導員による適正な審査が確保されているものと信頼し、疑いもせずに押印したこと。及び、査察指導員から「押印漏れ」といわれ書類をよく確認せずに押印したことなど複数の要因が存在しているものと考えられます。この不正支出が、生活保護の適正実施と適切処遇をチェックする査察指導員という役職だからこそ起こせた不正といえるかもしれませんが、生活保護費の支出事務のキーコントロールは決裁権者である課長であると考えられます。そのため、支出締め日前後など集中的に多量に発生する決裁につきまして、課長のチェック機能の低下を防ぐため、決裁における課長の負担を軽減するための方策を検討する必要があります。なお、人員配置につきましては、市では、ケースワーカーや査察指導員の人員につきましては国で示す配置基準を充足していることは確認しましたが、ケースワーカーの経験の無い課長や査察指導員が配置されている場合があること、育休・休職者の発生により一時的にケースワーカーが充足しない場合があることを指摘しておくものでございます。具体的には次に示す改善策を検討していくことを提案したいと思います。具体的には、将来的に、課長の負担を軽減するため、福祉課を2課制にする方策によって組織体制を整備するというような内容と、査察指導員や課長等について、ケースワーカー経験を有する者とするなどの人事配置を検討することと、将来的に、本庁組織に適切処遇推進の責任者を設置し、適切処遇の推進を図ること、これらの具体的な改善策を挙げたところでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（江口） ありがとうございます。只今議題1について事務局の説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。はい、清水委員。

○清水委員 すみません、先に謝りです。35ページに出ていました。ありがとうございます。そ

の後は確認します。

○議長（江口） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○村松委員 よろしいでしょうか。34ページから35ページの人員配置の件なんですけれども、80で国の基準は満たしているということは、そうだとは思いますが、私としては正直、80人でも多いのかなと。それはケースワーカーの役割をどう捉えるかということで、ただお金を渡すということであれば恐らく80人でもできると思うんですけども、その方たちの、例えば病院のこととか、ご家族のこととか、いろんな分野の資格取得について支援するとかということをや充実させていこうということであると、80人でもきついんじゃないかなと正直思っていて、きちっとその方を、一人ひとりケースワークするというのであれば80人でも足りないの、ここに書ければですけど、将来的には国よりさらに進んだ形で80人よりも増やすことすらも検討していただきたいというのが私の意見です。

○議長（江口） ありがとうございます。今の村松委員の意見について、いかがでしょうか。

○生活福祉課長 生活福祉課です。ご意見ありがとうございます。村松委員が今おっしゃったのは、ケースワーカー1人当たりの保護世帯の担当数が、国が示しているのはケースワーカー1人当たり80世帯というものですので、さいたま市は幸いにして現状では満たしているのですけれども、前回のときからご指摘いただきましたように育休、病休、代替えになるような者がいらっしやらないというようなことも踏まえますと、80で足りているというわけではございませんので、将来的には、そういう形で要望させていただくというようなところで記載させていただけたらと考えてございます。

○議長（江口） よろしいでしょうか。

○村松委員 はい。

○議長（江口） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○福祉部長 福祉部長でございます。今、事務局のほうから説明があった、35ページの「7-②」に、将来的に、査察指導員や課長等について、ケースワーカー経験を有する者というふうになっているのですけれども、生活保護業務に関する事務監査事項要領などのところには、査察指導員などはケースワーカー経験者というふうには示されているわけではなくて、生活保護業務経験者というふうになっていますので、ケースワーカーというのは高齢のケースワーカーも障害のケースワーカーもいらっしやいますので、文言整理、言葉遊びみたいなものですが、「ケースワーカー経験」というところを「生活保護業務経験者」といたしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（江口） 委員の皆様、いかがですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（江口） では、報告書では、そのように修正させていただくということでよろしいでしょう

か。よろしくお願いいたします。この報告書について、ほかにいかがでしょうか。

○平野委員 ちょっと委員長にお願いなんですけど、前回、前々回に出られなかったものから、受給者の情報のペーパーがあるんですけども、これについてちょっと確認したいのと、それから、報告書の関係で確認したいものから、その間だけ一時クローズにしてよろしいでしょうか。

○議長（江口） 只今平野委員から、個人情報に関わることについて、ご意見等をいただくということですので、この部分については非公開とさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（江口） それでは、一時、ここは非公開とさせていただき、一度、休憩を取らせていただきたいと思います。只今14時45分ですので、14時55分まで、10分休憩させていただきます。

〔非公開〕

（2）提言書の作成について

○議長（江口） では、ここで、公開とさせていただきます。それでは、ご説明をお願いします。

○法務・コンプライアンス課長 それでは、議題2、提言書の作成についてでございます。資料3「報告書の構成について」、こちらをお願いできればと思います。まず、報告書の構成といたしましては、次ページの目次に記載させていただきますように、はじめに、Ⅰ、不適正事務処理の発生、Ⅱ、委員会の役割と活動、Ⅲ、事実経過の検証、Ⅳ、不適正事務処理の原因及び課題の検証、Ⅴ、再発防止策の検証、Ⅵ、再発防止に向けた7つの提言、こちらで構成をしております。まずは、こちらで報告書というふうにさせていただいた理由でございますが、再発防止の提言のほか、市で調査をした事実経過の検証、原因、課題の検証、並びに再発防止策といった検証の結果の報告があるということもございまして、報告書という形での構成というふうにさせていただいたものでございます。

それでは、1ページの「はじめに」をお願いします。「はじめに」の内容につきましては、まず、第三者委員会の報告書作成の目的、考え方、こちらを記載したものでございます。こちら、事件の根幹にある問題といたしましては、平野委員からご指摘をいただきました4項目を記載させていただいております。具体的には2ページのほうでございまして、①から④、こちらのところが根幹というところでございます。こちらについては、基本的には、重要な事実についての説明は困難であることを確認しつつも、これらの点については組織として早急に改善策を講じるべきであり、事件の全容が解明されていない状況ではあるが、現時点における市が確認している事実経過の検証により明らかになった解決すべき課題に対する一定の結論として、再発防止の提言を行うものであるとさせていただいたということでもあります。そして、警察の捜査の進展等によ

りまして、新たな事実関係が明らかになった場合については、その事実関係を検証して、プロジェクトチーム等を再開することとして、再発防止策の必要な見直しを図り、市民の信頼回復に努めていただきたいというふうにしたものでございます。末尾にございますが、生活保護行政に携わる職員一人一人が、このような事件を二度と発生させないよう、強い信念、意志を持ち、本報告書で提言した再発防止策を市が活用、実践し、生活保護行政のより一層の適正化に取り組んでいただくことを期待するというところで締めております。

続きまして、3ページから5ページでございます。まず、不適正事務の発生としまして、事件の概要、プロジェクトチームの設置、不適正事務処理発覚後の経緯、こちらのほうがケースとして記載されます。こちらのほうの経緯でございますが、この中で8月20日、これは新しい事実関係でございますが、既に新聞報道もされましたので、ご承知の委員さんもうらっしゃるかと思っておりますけれども、こちら、20日に浦和西警察署のほうに、元職員の行為が背任罪に該当するものとしていたしまして、告訴状を提出したところでございます。

続きまして、6ページから10ページをお願いできればと思います。こちらのほうについては、委員会の役割と活動について、こちらのほうを記載しております。内容としましては、1、設置目的、2、委員の就任ということで委員名簿、それから、3、第三者委員会条例、4、委員会の開催結果、こちらについて記載しております。

続きまして、11ページから12ページでございます。こちらは、Ⅲ、事実経過の検証でございますけれども、こちらについては、1、委員会における協議経過、2、委員会における検証結果について記載しております。なお、委員会におけます協議経過につきましては、第1回から第3回の会議におきまして、市の内部調査の結果であるとか、市が確認した事実経過、こちらについて協議をいただいたところでございます。検証結果といたしましては、事実経過について、市の調査が適切に行われることをご確認いただきまして、事件動機や元職員と当該被保護世帯の関係性、こちらの解明については内部調査を尽くしても困難な部分があつて、全容解明については、警察の捜査、こちらの進展状況も含めて時間がかかることはご理解をさせていただいたというところでございます。第三者委員会の再発防止策の検討に当たりましては、市の確認している事実を踏まえて原因分析、課題の検証等を進めていただくことになりましたというところでございます。

また、13ページから20ページをお願いいたします。こちらのⅣ、不適正事務処理の原因及び課題の検証については、1、委員会における協議経過、2、不適正事務処理における課題・原因について記載しております。委員会における協議経過につきましては、第3回から第5回の会議におきまして、今回の不適正事務処理におきます原因、課題及び再発防止の方向性につきまして、市が提出した資料を基にその説明を受け、質疑や意見交換を通じて検証をしていただきました。委員会ではこれまでの議論を通じて、不適正処理の課題、原因、再発防止の方向性につきまして、システムログイン時の認証、決裁方法、経理の役割、組織体制、システムの不備等、文書

管理、制度教育、こちらの7つの課題区分に分類いたしまして、検討を進めたところでございます。

続きまして21ページから23ページをお願いいたします。V、再発防止策の検証につきましては、1、委員会における協議経過、2、再発防止策に対する意見について記載しております。委員会における協議経過につきましては、第5回の会議において、具体的な再発防止策について、プロジェクトチームから説明を受け、質疑や意見交換を通じて検証を行ったところでございます。プロジェクトチームから示された不適正事務処理に係る改善策につきましては、修正意見はなかったところでございますが、各委員から改善策を追加するという意見がございまして、こちらについては提言に盛り込むことといたしました。そして、第三者委員会の提言として、再発防止の方向性について7つの提言を行うこととしたものでございます。

そして、VI、再発防止の提言といたしましては、先ほど議題（1）でご説明をさせていただいたとおりでございます。構成については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江口） ありがとうございます。只今の報告についてご意見、ご質問等、ありましたら、よろしくお願いいたします。どうぞ。

○村松委員 マニュアルの整備かシステムの改修か、どちらかに関わるのかと思うんですけども、この事例で一番大きかったのは、困難事例ということが把握されずに、それを1人の担当の人しか状況が分かっていないというところだったので、まずは、何が困難事例なのかというマニュアルの作成をして、その上で、それがシステム上、見えるような形にするという2点が必要なんじゃないかなと思いますので、システムの改修というところとマニュアルの整備というところに、そこも入れていただければ幸いです。

○議長（江口） ご意見ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

○生活福祉課長 生活福祉課です。処遇困難事例というものを扱うシステムみたいなものを、システム上に反映できるかどうか、実現できるかどうかは、事業者と検討させていただきたいと思いますが、なるべく取り入れさせていただきたいと思います。

○議長（江口） どうぞよろしくお願いいたします。

○平野委員 以前、ケース評価の話だけど、Aケース、Bケース、Cケース、それをやるときに僕ら福祉事務所にいるときは、ケースを巡回指導する。そのときに、こちらは困難だからAにしようとか、そういう議論をしていたんだけど、今はAケース、Bケースといったことは。

○生活福祉課長 平野委員さんから今ご指摘がありましたように、生活保護世帯については、家庭訪問するときの訪問格付といたしますか、毎月訪問するような世帯をAケース、2か月に1回訪問するような家庭をBケースというような形で捉えておまして、こちらは各事務所ごとに格付はこういうものに該当するというようなことを定めてございますので、そういったところで、処遇困難ケースであることをもちまして、例えば毎月訪問するのでAケース、2か月に1回訪問する

のはBケースというような扱いで載せさせていただくというようなことであります。

○議長（江口） よろしいでしょうか。どうぞ。

○村松委員 これは困難事例に当たるとか、当たらないとかの判断とか、当たるといふときの会議みたいなものがあるものなのかとか、例えば、人ってやっぱり変化するから、生活保護受給のときには問題なさそうだなと思っても、1年たったら、これはちょっといろいろ問題あるなと変化したりすることって、正直あるじゃないですか。そういう場合に、例えば会議にかけたりして、これはA事案にするとか、どういうふうの実態としてなっているのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（江口） お願いします。

○生活福祉課長 先ほども示した訪問の格付のところ、格付を決めていくことですが、そういったものは、例えば個人的に言うものでもなく査察指導員とケースワーカー、もしくは課長等も交えた会議の場で格付を決めるというようなことになってございますので、当然今回のような処遇困難事例等があった場合には、そういったところで格付を、通常のものよりも上げていくような策を取らせていただきたいと思いますし、また、そういった格付の決め方についても一定程度のルールで定めるようにさせていただきたいと思っております。

○議長（江口） よろしいでしょうか。平野委員。

○平野委員 改善策のところ、ぜひ書いていただきたいなと思ったのが、先ほど課長のほうから、今後移管に向けてとかそういったものを、担当任せじゃなくて所として、ちゃんと組織としてやっていくような、組織として把握してやるという、あれはすごく大事だと思ひまして。今回のケースは、それができなかったことが大きい。それを組織として、こういうケースは誰が担当するんだということを明確にしていれば防げるし、それから、さっきの村松委員のほうから、これは難しいケースだとか、そういうのを共通して認識できれば。所全体として把握して組織として運用していく、そこは特に強調して、さっきお話を聞いていて、その視点がすごくいいなというふうに思いました。そこはぜひ。

○議長（江口） その点、よろしく申し上げます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○村松委員 この事例、ずっと1人の受給者のことを1の方が担当していたということが、不正の原因の1つではあると思うんですけど、生活保護の中で、1年ごとに変わると思うんですけど、1の方がどれぐらいまで、何年まで担当していいかというルール自体はそもそもあるんでしょうか。そこを教えていただければと。

○議長（江口） お願いします。

○生活福祉課長 生活福祉課です。現状、最長何年まで持ってもよいとか、そういったルールはございません。ただ、私どもが10区にヒアリングさせていただいている中では、通常で1年から、ちょっと長いところだと3年間持つような事例もあったようでございますので、その辺につい

ても、今後によるのですが、不必要に継続で持たないようなルールづくり、もしくは、それを把握するような仕組みづくりはしていきたいと思っております。

○村松委員 ありがとうございます。ルールが明確に決まっていないと、この担当者じゃなきゃ嫌だとかということになってくると、ある意味、同じ方ということで、生活保護受給者として楽な部分もあるけど、今回のような、なれ合いというか、そういうものにもつながってくる部分があるので、きちっとそこもマニュアルで何年とかというふうに決めてしまったほうがいいのかなどというふうに思いました。清水委員、どうですか。

○清水委員 ケースとワーカーって信頼性とかが結構あるので、長ければいいというものでもないし、短ければいいというものでもないと思うんですけど、やっぱり、お互いに信頼関係が整って初めてケースのほうも、そのワーカーの話を聞くということもありますし。ただ、不正防止ということを考えて、長期間はよくないと。そこは、やはりケースワーカー個別の原理というのがあるので、そこら辺は決めないほうがかえっていいのかな。ただ、1人に任せるんじゃないくて複数担当制だとか、そこもちょっと提案がありましたけど、そのようなこともやっていくのが一番いいかなと。ただ、私の感想では長くても2年・3年かなというところだと思います。

○議長（江口） 平野委員、どうぞ。

○平野委員 これは半分、経験則みたいなんですけど、私ももちろんケースワーカーをやったけど、担当期間が長いかわりに不正が起きるよりは、どうも抱え込んでいるとか。別に、長い時間ケースに関わってもケースワーカーとしていても、比較的オープンに、どうなっているのか周りがいろいろ聞いていくと、そんなに問題ない。むしろ、それがあちこち抱え込んでしまって1人で、誰も状況を知らないと問題が起きるケースのほうが多い。さっき清水委員も言われたように、期間の問題よりもオープンになっているかのほうが不正事件では大きいのかなと。

○議長（江口） ありがとうございます。どうぞ。

○清水委員 すみません、1点だけ。先ほどの平野委員の意見に鑑みると、私たちの視点というのは第三者委員会の視点なので、改善策のところ、将来的にという言葉があるんですけど、それは全て削除してもらったほうがいいのかなど。あくまでも私たちは提言して、短期的だったり長期的だったり、それを考えるのが行政なのかなど。私たちは、こういったところがありますよ、こういったところを変えてもらいたいですよというので、それで提言して、そしてそれはすぐに実現できるのか、実現できないのかというのは行政のほうで考える。そういう視点のほうがいいのかなと。改善策のところを見ると、将来的にというのがちょこちょこ出てきたりするので、そういったところが感じられるところです。

○平野委員 賛成です。

○議長（江口） その辺の修正、よろしく願いいたします。先ほどの担当が長いとか、短いとか、決してそれだけの問題じゃない、そういうふうな表現等がありまして、そこら辺、やはり提言の

職場風土辺りのところで少し、表現が難しいかもしれないですけども、それに加えるということになりますかね。書き方としては難しそうですね。ちょっと、ご検討をいただければと思います。ほかに、どうでしょうか。修正する箇所、気がついたところを何でも。先ほども出た構成の件のことですが、最後は35ページ、ここで終わりですか。

○法務・コンプライアンス課長 構成としてはですね、こちらが再発防止の最後の提言ということなので、こういった記載をさせていただいたんですけど、場合によっては、「おわりに」みたいな形に変更するというものもあるかなと。「はじめに」と「おわりに」があるので、その辺、「おわりに」がないようなケースもあるかと思いますが、そちらを見て、何か再度、追記させていただきたいことというのはもし何かあれば。

○議長（江口） ほかの委員さんのご意見もあるかと思うんですけど、何となくこれで最後。

○平野委員 もし可能であれば、「おわりに」ということで、先ほどした議論のなんですけど、市民の信託に応えるような、そういう意識を持って仕事をしていく、それから改善をしていく。それから、このケースで生活保護の逆風にならないように意識して行政に取り組んでほしい、そういう決意表明みたいなものを。今回のここで議論して、こういうことを期待したい。

○清水委員 事実が解明されていない段階だから、解明されたら、またそのときに。

○平野委員 そういうのを入れてもらうと、締まるかなと。

○議長（江口） 私もその点はぜひお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。例えば語句の修正とか、それから、もちろんその後、この委員会終了後も気がついたところとかはメール等でも対応はしてくださるのですよね。作業時間との関係もあるのかもしれませんが、それは早めであれば。

○法務・コンプライアンス課長 今後の進め方でございますが、次の議題にも絡むかもしれませんが、日程のほうなんですけども、次回は8月31日火曜日を予定しています。平野委員さんのほうが第三者の視点というところで、どのような形で修正をするのか、ちょっと不確かな部分もあるかと思いますが、そこは平野委員さんのほうと調整をさせていただいて、できれば提案として31日にさせていただきたいと思います。もし、この場で第三者委員会として、どんな形で扱うのか、その辺を示していただければ、ある程度そのように進めさせていただきたいと思います。もしそれも難しいということであれば、案をつくっていただきながら、会長さんと平野委員さんで調整、確認させていただいた上で、また31日にご議論いただきたいと思うのですけれども、そういうことでよろしいですか。

○議長（江口） 私は構わないけど、ほかの委員、よろしいですか。

○清水委員 もう時間がないので、会長と平野委員に。

○法務・コンプライアンス課長 そういうことであれば、そこはお任せいただきまして、そこは調整をさせていただいて、次の会議に確認させていただければと思います。

○議長（江口） 分かりました。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次ですけれども、議題2について審議をさせていただきまして、そうしますと事務局のほうでもお話があったように次回の会議までに修正させていただき、修正案を委員の皆様にご確認いただくということにさせていただきたいと思います。続きまして議題3、その他について、事務局より説明をお願いいたします。

(3) その他

○法務・コンプライアンス課長 それでは事務局から、次回の日程についてお話をさせていただきます。次回は、8月31日火曜日の14時から16時でございます。会場については、こちらと同じ場所でございます。それから、31日に原案の作成をさせていただきことでございますけれども、委員さんにも持ち帰っていただいて確認していただき、その中で細かな修正があれば、事務局に電話をしていただき、こちらで対応させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江口） ありがとうございます。委員の皆様、質問等よろしいでしょうか。それでは、以上で議事を終了させていただきます。本当にご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。

○司会 ありがとうございます。これをもちまして、第6回の委員会を終了とさせていただきます。本日は大変お疲れさまでございました。

3 閉会
